

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	標準負担額減額に係る差額の支給		
根拠法令及び条項	国民健康保険法施行規則第26条の5第1項(別紙のとおり)		
審査基準	有(第3条第1項に該当する場合を含む。) 無(根拠:第3条第2項第1号に該当)		
	公表 する しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(審査基準を公表する場合のみ記載すること。)		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(120日) 無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	健康部 国民健康保険課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

国民健康保険法施行規則

(昭和三十三年十二月二十七日)

(厚生省令第五十三号)

(食事療養標準負担額の減額に関する特例)

第二十六条の五 減額認定証を保険医療機関に提出しなかつたために減額しない食事療養標準負担額を支払った場合において、減額認定証を提出しなかつたことがやむを得ないものと保険者が認めるときは、当該食事療養について支払った食事療養標準負担額から食事療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費として支給することができる。